

Japanese Association of Certified Social Workers

公益社団法人

日本社会
福祉士会
NEWSNo.201
SEPTEMBER.2021ホームページのURL
<http://www.jacsw.or.jp/>

第29回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会山形大会	1
子ども虐待に対応できる専門人材の育成を提案 ～第30回社会的養育専門委員会 ヒアリング報告～	8
「2022年度予算・制度に関する提案書」を提出しました	10
声明および意見・要望書を提出しました	17
2021年度補助金事業	18
2021年度ソーシャルワーカーデー報告	18
会長就任あいさつ	19
ホームページをリニューアルしました	19
2021/2022年度新理事・監事のご紹介	20
第33回通常総会を開催しました	22
情報コーナー	23
BOOK/四谷事務局だより	24

第29回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 山形大会 多様性を尊重する社会を目指して ～今、新時代の社会づくりをデザインする～

2021年7月3日・4日の2日間にわたり、全国大会史上初のWeb開催方式により、第29回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 山形大会を開催しました。

大会史上初のWeb開催

新型コロナウイルスの感染拡大の防止のため、大会史上初のWeb開催として約1,200人が参加する中、山形県社会福祉士会理事長の鈴木実行委員長から開会宣言がなされ、2日間の大会が始まりました。

鈴木実行委員長は、全国大会のテーマに触れながら、これからの社会づくりを思い描く時、私たちは少子高齢化や人口減少など、社会の存立基盤に関わる問題がもたらす社会保障のあり方や福祉課題を克服するためには、「多様性を尊重する社会」の形成を目指すべきであり、改めて私たち社会福祉士としての軸足を検証し、その使命や役割について確認する機会が必要である、と述べられました。また、初めての試みとなるWeb開催での大会運営に向けて、山形県社会福祉士会では、16回もの実行委員会を重ねて準備を進めてきたこと、それを踏まえ、開催県としての誇りと喜びを胸に、精一杯勤めさせていただきたい、と話されました。

続けて、本会の西島会長から、鈴木実行委員長を

はじめ実行委員会の皆さまが、「全国の会員が集い、学ぶ機会である全国大会を開催する」という強い決意のもと、初めてのWeb開催に向けて万全の準備をしていただいたことにお礼を述べられるとともに、本年度からソーシャルワーカー職能団体の連携事業として、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーカー協会の皆さまにも会員価格で参加いただけるようご案内させていただき、記憶に残る大会になることを期待している、と話されました。また、昨今の動向として「子ども家庭福祉に従事する者の資格のあり方」について、6月29日に実施された社会的養育専門委員会のヒアリング*において、職能団体と養成団体が協働し、子ども虐待に対応できる専門人材の育成について、社会福祉士および精神保健福祉士の活用に向けた提言を行ったことを述べられました。

山形日和。

山形県DC推進監
承認番号：02016
きてけろくん

厚生労働省講演

「これからの社会福祉士への期待 ～地域共生社会に向けて活躍できるソーシャルワーク専門職」

厚生労働省 社会・援護局 社会福祉専門官 道念 由紀 氏

道念専門官は、全国大会のテーマ「多様性を尊重する社会を目指して～今、新時代の社会づくりをデザインする～」について触れながら、厚生労働省においても、多様性を尊重し包摂する社会として「地域共生社会の実現」を目指しており、新たに施行された「重層的支援体制整備事業」の動きがあることや、「社会福祉士養成課程等の見直し」が図られ「地域共生社会に関する科目の創設」「実習及び演習の充実（時間数の拡充、2以上の実習施設での実習の実施）」等を軸とする新たな養成カリキュラムが本年度より順次導入される等、さまざまな制度や施策が展開されていることについて話されました。

特に「重層的支援体制整備事業」については、参議院厚生労働委員会の附帯決議[※]において、「同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」が明記されており、地域でさまざまな先駆的な取り組みをされてきたソーシャルワーカーの実績が評価されたとともに、今後、地域共生社会の実現に向けては、社会福祉士をはじめとするソーシャルワーカーの力が欠かすことができないという期待が明らかにされたものであると説明されました。

また、これからの社会福祉士には、多様な領域と

連携した上で、「新時代の社会づくりをデザインする力」が求められていることについて述べられた後、「新型コロナウイルス感染症の影響により、人びとが抱える地域生活

課題は、従来より一層、複雑化し、困難化している。一方で、感染予防対策を含め、社会状況の変化からソーシャルワークの実践のあり方も大きな転換を余儀なくされている。しかし、先が見えず、孤立化しやすい状況の中だからこそ、制度や地域や人びとにつないでいくソーシャルワーカーの力が求められていることも事実であり、この未曾有の社会的危機を乗り越えるためにも、社会福祉の最前線で働かれている社会福祉士の活躍が必要不可欠となる。引き続き、人びとの生活課題の解決や福祉の向上、わが国の社会福祉の発展に向けてご協力いただきたい」と話されました。



講演：道念 由紀氏

基調講演

「多様性を包摂する地域共生社会へ」

中央大学 法学部 教授 宮本 太郎 氏

宮本氏は講演の冒頭で、「現在我われは、コロナ禍の真っ只中にあるが、その先には高い峰として少子高齢化のピークとなる2040年問題があり、人びとを社会に包摂し、元気人口を増やしていくソーシャル

ワークの役割がいっそう重要になってくる」と指摘されました。

また、社会が画一的なつながりや働き方の押しつけではない、多様で柔軟なかたちに変わり、誰にで

※地域共生社会の実現のための社会福祉士法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議（令和2年6月4日参議院厚生労働委員会）

も門戸が開かれているかたちこそ「社会的包摂」ではないかとし、その中で社会福祉士が果たしていく役割は大きいと話されました。

以下、宮本氏にお話いただいた中から、抜粋して紹介します。

- これまでの福祉の、縦割り行政による保護を目的としていた形から、包括的支援による元気になることを目標にした新しい形の福祉への転換こそが日本が抱えるさまざまな課題を打開する道になる。
- 山形市では福祉まるごと相談窓口や福祉まるごと会議等といった、多機関が調整をして支援をしていく仕組みを、コミュニティソーシャルワーカーを中心として作っている。
- 人が元気になる上で、自己肯定感やつながりが重要であるが、ストレスまみれの関係では新たな排除を生むことになってしまう。多様性を受け入れ活かす社会に変わることこそが社会的包摂といえる。
- 人が元気になる「場」とは、多様な居場所から就労の場まで選択が可能であり、「ここで認められたと思えること」が大事となってくる。当事者が受け身にならず「貢献」できることが重要であり、そのためには地域共生社会の実現が必要である。
- 地域共生社会の三本柱は、①包括的な相談支援、

②多機関の調整、③元気になる多様な場づくりであり、それは地域ごとにそれぞれのご当地モデルが存在する。

- 地域共生社会において「支え合いを支える」ことが重要であり、そのご当地モデルとして、三重県名張市、福井県坂井市、兵庫県芦屋市、山形県山形市の先進的事例が紹介された。
- 地域共生社会の実現は多様性を包摂する社会への転換点となり、社会福祉士の専門職としての役割は、「支え合いを支える」というより高度なものになっていく。

宮本氏は最後に、地域共生社会の形は一つの青写真があるわけではなく、当事者がやる気になり、気分があがるようなさまざまな「ご当地モデル」があり、それをそれぞれの地域でデザインしていくことが大切であると話され、基調講演を締めくくられました。



基調講演：宮本 太郎 氏

シンポジウム

「多様性を尊重する社会を目指して

～今、新時代の社会づくりをデザインする～

コーディネーター

熊坂 聡 氏／宮城学院女子大学 特任教授

コメンテーター

原田 正樹 氏／日本福祉大学 教授

シンポジスト

風間 郁乃 氏／NHK 山形放送局 記者

白石 祥和 氏／NPO 法人 With 優 代表

滝口 克典 氏／よりみち文庫 代表

佐藤 貴司 氏／山形市社会福祉協議会 事務局長

西上紀江子 氏／NPO 法人 IVY 理事

〔児童分野〕

〔障がい児者分野〕

〔LGBTQ 分野〕

〔高齢者分野〕

〔外国人分野〕

シンポジウムのテーマは、大会テーマと同じ「多様性を尊重する社会を目指して～今、新時代の社会づくりをデザインする～」です。はじめに、コー

ディネーターの熊坂氏より、山形県内で活躍されている5人のシンポジストから児童、高齢、障がい、LGBTQ、外国人の5つの分野において報告をいただ

き、多様性を尊重する社会づくりに向けた課題や社会福祉士はどのように役割を果たすべきなのかを考え、皆さまと共有したいと趣旨説明がなされました。今回のシンポジウムはWeb開催方式のため参加者からの質問は大会ホームページから投稿していただき、コーディネーターの熊坂氏が代読して、シンポジストからの回答や説明をしていただく方法で進められました。

風間氏からは、医療技術の進歩により増え続けている「医療ケア児」の現状およびケアを担う家族への負担などの課題、18歳以上の「医療ケア者」や障害のあるきょうだいがいる「きょうだい児」についての実態把握の必要性や支援体制づくりなどに対し社会福祉士への期待が述べられました。また、本年6月11日に参議院で「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和三年法律第八十一号)が成立し、学校等の設置者に対し、ケアができる保育士や看護師等を配置することが規定されたことに触れ、法の施行は大きな一歩だが整備は不十分で地域差もあることが紹介されました。

白石氏は、従来の不登校児支援は学校復帰を目標としていましたが、社会的自立を目標にすると学校を休むことは必要と考えてフリースクールを運営され、卒業し就労後に壁にぶつかっても「失敗してもいい、いつでも戻ってきてもいい」居場所として、夜に気軽に行けて就労のトレーニングの場所にもなる会員制居酒屋を運営され、また、日中にトレーニングでき、子ども連れでも寄れる場所としてカフェも立ち上げるなど、子どもも大人も居場所や役割を持てるような地域社会を目指して活動をされていることが報告されました。会員制居酒屋は趣旨に賛同した方に会員カードを発行し、地域の人が支援の輪に加わってもらうことができる仕組みとなっています。参加者から、若者の代弁者として見せ方の工夫はあるかと質問があり、白石氏からは、メディアの活用の他、実際に地域に足を運んでもらう工夫をすることや、自分たちも外に出ていきリアルにつながる事が大事だと応答されました。

滝口氏は、誰でも参加できるフリースペースで多様な背景や境遇、立場の若者たちを受け入れて若者の居場所づくりや生きづらさに寄り添った支援を行ってこれ、セクシャルマイノリティの人びとの



シンポジウムの様子

求めに応じ、ドキュメンタリー映画の上映会、学びの場づくりに取り組んでこられたことについて報告され、多様な人びとが安心して姿を現して交流できる場所が必要であること、知識があると見えてくる景色が変わるので、社会福祉士の意識にあげてほしいと期待を述べられました。参加者からは多様な性の在り方について質問があり、滝口氏は男と女だけではなく自分の性としてこういう生き方をしたいという選択肢が増えることが大事だと応答されました。

西上氏は、山形発の国際NPO法人を設立し、山形県や山形市の国際交流協会などと連携して、国際結婚や技能実習生・EPA(介護職員)などにより日本に在住する外国人に対し、日本語教室や通訳派遣・母国語の継承の教育をはじめ、自治体保健師や行政書士、弁護士などの専門家と協働して活動をされ、近年は「子どもの貧困」に支援を広げて活動されていることが報告されました。シンポジスト間の質疑においては、複合した問題や制度の狭間にあることも、共通した問題だと感じたとの感想がありました。

佐藤氏は、山形市社会福祉協議会で我が事・丸ごと地域づくり推進事業として地域づくりの拠点の整備や、現在の制度に適合しない複合的な課題を抱えた方や孤立無援の方の問題を受け止め、関係機関と連携して、新たな社会資源の開発に取り組まれていることが報告されました。

コメンテーターの原田氏からは、5人のシンポジストに対し、山形でのすばらしい取り組みの報告と課題提示をいただいたことへのお礼と、本シンポジウムでアウトリーチや地域社会資源の開発の大切さについて、社会福祉士への貴重な示唆が得られたことが述べられました。

最後に、熊坂氏は、5人のシンポジストは目の前

の課題に取り組むだけにとどまらず、その課題を生み出すシステムや背景にも注目して、これまでにないやり方で挑む「ビジョンハッカー」と称賛されま

した。また、参加者に対し、質問や意見を出していただき、議論を広げ、深めることができたことにお礼が述べられました。

社会福祉士学会

山形大会 分科会

本年度の分科会発表には24本の申し込みがあり、学会運営委員会の審査の結果、個人発表13本、自主企画シンポジウム2企画が採用となりました。

開催に当たっては、6領域を「権利擁護/生活構造/相談援助/福祉経営」「地域支援」「実践研究」の3つの分科会とし、自主企画シンポジウムは2つの

分科会、山形特別分科会の合わせて6つの分科会で行いました。

今回は、新型コロナウイルス感染症の防止のため、Web開催でしたが、ZoomのQ&A機能などを活用し、個人発表、自主企画シンポジウムともに活発な意見交換が行われました。

山形特別分科会

「社会福祉士養成カリキュラムの改正で実習指導はどう変わるか」

進行: 島崎 義弘 氏(日本社会福祉士会実習指導者講習会講師養成プロジェクトチームメンバー)
 説明: 伊藤新一郎 氏(日本社会福祉士会実習指導者講習会講師養成プロジェクトチームメンバー)
 田上 明 氏(日本社会福祉士会実習指導者講習会講師養成プロジェクトチームリーダー)

質問者: 菊池 知憲 氏(宮城県社会福祉士会)
 立石 真司 氏(岩手県社会福祉士会)
 土門 真琴 氏(山形県社会福祉士会)
 中田 太 氏(青森県社会福祉士会)

2021年度から社会福祉士養成カリキュラムが改正され、科目構成と実習時間が大きく変更されました。この改正を受けて、実習指導者がどのように実習指導を実施していくかが喫緊の課題となります。これを踏まえ、養成カリキュラム改正の内容および主旨を周知し、実習指導について考える機会を設けるため、本会と山形県社会福祉士会が共同して、山形特別分科会を企画しました。

はじめに、伊藤氏から、新たな養成カリキュラムの概要について説明されました。ポイントとしては、実習時間が180時間から240時間となり、2か所以上の実習先へ行く必要があること、複数の機関・事業所や地域との関係性を含めた包括的な支援について学習する

必要があることが説明されました。

次に、田上氏より、本会では新養成カリキュラムに対応した実習指導者講習会プログラムを作成し、講習会を開催していること、これまでの実習指導者講習会を受講した方に対するアップデートのための研修実施を検討していることが説明されました。

最後に、東北ブロックの社会福祉士会に所属し、実習指導者として活躍している4名の方に質問者として登壇いただき、実習指導に関する質問を4つの項目(①時間・プログラム、②実習先、③養成校および実習先同士の連携、④実習指導者講習会等)とその他の質問に分けて質疑応答を実施しました。4つの項目の質問について、一部を紹介します。

①時間・プログラム

Q：実習時間が240時間になりますが、実習時間の組み合わせについて3年時180時間、4年時60時間の組み合わせなど、240時間のあり方について詳しく教えていただきたい。

A：複数のバリエーションが想定され、具体的な時間数の組み合わせは養成校ごとに異なる。

②実習先

Q：法人内に異なる2か所の実習先がある場合は2か所以上と認められるのか。

A：機能が異なるのであれば同一法人内でも差し支えない。

③養成校および実習先同士の連携

Q：これまで以上に、実習先と養成校との密な連携が必要になるが、具体的な協議の場は増えるのか。

るのか。

A：2か所以上での実習における調整機能として、調整会議の開催などは必要となると思われる。

④実習指導者講習会等

Q：これまでの実習指導者講習会の修了者の取り扱いについて、新養成カリキュラムになっても実習指導者として継続できるという考え方で良いのか。

A：現任の実習指導者は、今後も継続して指導する資格を有している。

質問者以外に、大会参加者からも多くの質問が寄せられ、実習指導への注目の高さをうかがうことができました。

「第29回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 山形大会」を終えて

一般社団法人山形県社会福祉士会 理事長
山形大会実行委員長 鈴木 一成

本年7月3日（土）～4日（日）の2日間、山形市の東北文科大学を発信会場として、「第29回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会山形大会」を開催いたしました。初めてとなるWeb開催ではありましたが、会員を中心に全国1,200人近くの方がたからご参加いただき、大過なく終了することができました。後援団体をはじめ、講演やシンポジウムの講師、そして関係者の皆さまに改めて感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

大会終了後、さまざまな感想をお寄せいただいております。大会テーマに即した一貫したプログラム構成で良かった、シンポジウムは、社会福祉士としての今後の活動への貴重な刺激になったなど、高い評価もいただいています。その反面、IDやパスワードがわからずログインできない、画面が見にくい、プログラムが長く集中力が続かないなど、Web開催ならではのお問い合わせやご指摘も寄せられました。ご迷惑をおかけした皆さま方には、心よりお詫び申しあげます。



山形大会実行委員会

げます。

さて、振り返れば山形大会は大きなチャレンジの場でもありました。特に定員の規模や参加費の設定は、最後まで私たち実行委員の頭を悩ませました。結果的に目標の2,000人には遠く及ばず、運営としては赤字になってしまいました。この補填をどのように解消するか、Web開催による大会運営の重要な課題として残されています。しかしながら、その責任を痛感する一方で、コロナ禍において開催した意義

について、全国の会員の皆さまにぜひご理解いただきたいと存じます。「全国大会の灯をともしこと」そして「次の大会へバトンをつなぐこと」、私たちはこの2点に「山形大会」を開催する意義と使命を感じながら準備を進めてまいりました。前例がない中で生じるさまざまな試行錯誤やリスクはある意味、想定内であり、覚悟を決めてチャレンジする道を選択したことに後悔はありません。実行委員の想いは

ひとつ、山形大会の実績や経験がこれからの全国大会の運営見直しや発展に少しでも寄与することができれば幸いです。

最後になりますが、30回という節目を迎える来年の東京大会の成功を心からお祈りし、お礼のあいさつとさせていただきます。ご支援とご協力をいただき誠にありがとうございました。

山形大会から東京大会へ

公益社団法人東京社会福祉士会 会長 新堀 季之

第29回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 山形大会の鈴木実行委員長をはじめ、山形県社会福祉士会の皆さま、お疲れさまでした。

「繋がりましょう」という大会冒頭での実行委員長からの力強い言葉に勇気づけられ、私たちはこの新型コロナウイルス感染拡大防止対策下においてもオンライン上で繋がり、社会福祉士の実践や役割を再認識する機会を得ることができました。その裏には、並々ならぬご苦労と工夫があったことと拝察いたします。

オンラインの活用は新型コロナウイルス収束後も続き、山形大会での取り組みは、来年の東京大会の開催においても大いに取り入れさせていただきたいと考えております。

さて、当会の法人理念は、「豊かな地域生活実現のため、責任と誇りをもって、より添い、ともに悩み、育み、創り出すソーシャルワーク実践を行う」です。この理念の具現化に向けて、当会では目下、ソーシャルワーク実践に基づく調査研究によって時代に適合した新たな支援を追究し、社会施策の充実と改革を促し、社会福祉士の専門的実践力の向上を促し、社会福祉士の社会的認知向上を図るべく、諸事業を展開しているところです。

また、当会では、2021年度事業計画における重点課題として、「第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 東京大会の開催（2022年7月）」を挙げ、大会テーマを「ソーシャルワークを紡ぐ～一人

ひとりがつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現～」としております。この「ソーシャルワークを紡ぐ」とは、一本の細い糸のような個々の社会福祉士の実践が積み重なり、組織レベル、地域レベル、社会レベル、グローバルレベルの実践と往還しながら結びつき、大きな太い流れになっていくことを表現したものです。

日本社会福祉士会全国大会30年の歴史を紐解きつつ、今後の、一人ひとりの個人の尊厳を護り、多様性が尊重されながら人々のつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現を目指した取り組みを概観します。

この、東京での「全国大会」は、オンラインを取り入れつつも、参集型も用意したハイブリッド開催で、3年越しにリアルで全国の社会福祉士たちが集う機会となります。参加するすべての人が、密度の高い学びをシェアできるよう、また、たくさんの新しい実践知が生まれるよう、東京で、オンライン会場でお待ちしております。

第30回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 東京大会

【開催日】2022年7月2日（土）・3日（日）

【会場】ホテルイースト21（東京都江東区）・オンライン開催

*詳細は同封のチラシをご覧ください。

子ども虐待に対応できる専門人材の育成を提案

～第30回社会的養育専門委員会 ヒアリング報告～

2021年6月29日に「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」（以下「専門委員会」）が開催され、子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方等に関するヒアリングが行われました。本会は、職能団体、養成団体と協働し、子ども虐待に対応できる専門人材の育成について、社会福祉士、精神保健福祉士の活用に向けた提言をしていますので、以下に、概要を報告します。

社会福祉士等を基盤とした認定の仕組みを

ヒアリング対象は、本会および公益社団法人日本精神保健福祉士協会と一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟の3団体であり、本会からは西島会長と栗原理事が出席しました。また、今回のヒアリングにあたっては、本会と公益社団法人日本精

神保健福祉士協会、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会の3団体連名で説明資料を作成するとともに、日本ソーシャルワーク教育学校連盟とも協働しながら、「基本的な考え方」「子ども虐待に対応できる人材の育成方法」「イメージ図」などを整理しました。主な内容は以下のとおりです。

ソーシャルワーク教育団体・職能団体で共通する基本的考え方

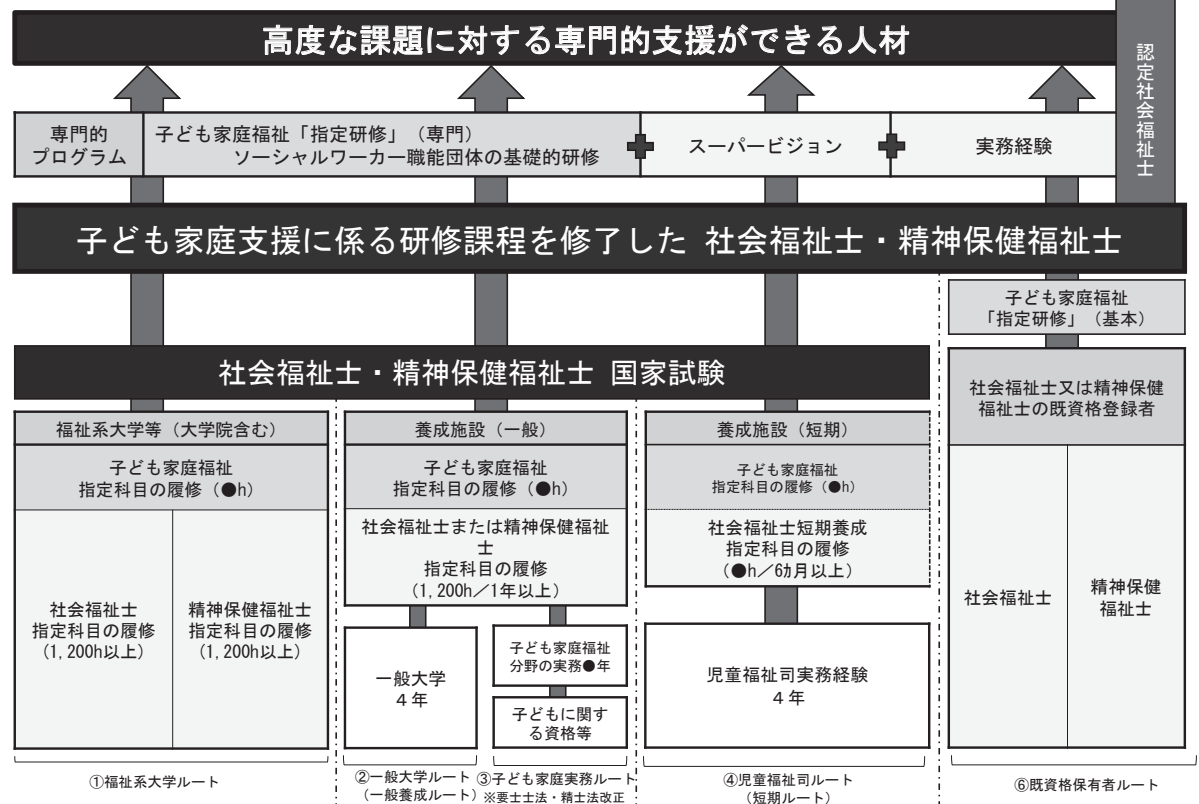
- 子どもの貧困問題、子ども虐待、自殺、いじめ、ヤングケアラー*をはじめ、子どもが抱えるさまざまな課題は、その子ども自身のみに起因するのではなく、子どもを取り巻く環境（家族を含めた周りとの関係や、地域社会の資源や制度の不足等）が課題を引き起こす要因にもなっている。
- ソーシャルワーク専門職は、そのような複雑な要因から引き起こされる子どもの課題に対して、子どもと環境（課題の要因）との接点に介在し、さまざまな制度やリソースを活用・調整しながら子どもの権利擁護や育ちを保障するための支援を行う高度な専門職である。これからの未来を担うすべての子どもを支えていくためにも、高度なソーシャルワークの専門性が求められている。
- 昨今、新たな国家資格を創設する議論があるが、新しい国家資格を創設することは、ソーシャルワーク専門職を『分野』で分断化することとなる。ソーシャルワーク専門職には『分野や制度を横断した幅広い知識に基づいたソーシャルワークの専門的力量』が求められており、新たな国家資格創設は、その専門的力量を弱めることにもつながりかねない。
- 子どもへの支援を強化する方法としては、新しい国家資格を創設するのではなく、ソーシャルワーク専門職として既存の国家資格である社会福祉士と精神保健福祉士の基盤の上に子ども・家庭に関する内容を上乗せ・強化した認定等の仕組みを検討すべきである。

子ども虐待に対応できる人材を育成するために

- 子どもを取り巻く多様な課題や環境に着目した分野・制度横断的かつ幅広い知識に基づく専門的支援（ジェネラリスト・ソーシャルワーク）をさらに強化することが必要である。
- とりわけ、子どもへの虐待をはじめ可及的速やかに対応しなければならない課題に早く対応するためには、既にソーシャルワーク専門職として国家資格化されている社会福祉士・精神保健福祉士を基盤に、子ども家庭福祉に関する内容を上乗せして強化する方法を検討した方が短期間で対応が可能であり、現実的かつ効果的である。

- これは、すべての子どもが日々の暮らしの中で、その命と権利が護られ、子どもらしく健やかな育ちが保障される『地域共生社会』の実現にも資する方法である。
- そのためにも、子どもへの支援にかかる施策を推進する方法として、「子どもへの支援力を強化した社会福祉士及び精神保健福祉士」を法令上明確に位置付け、その配置・活用が着実に進められるよう法令等の整備を行うべきである。
- また、虐待など困難な事例に対応するため、認定社会福祉士を管理的役割を担える人材や児童福祉司のスーパーバイザーとして位置づけるべきである

社会福祉士及び精神保健福祉士を基礎資格とした「子ども家庭福祉に関する資格取得ルート」のイメージ（原則）



西島会長からは、「議論が始まった根底には、繰り返される児童虐待により、幼い子どもたちの尊い命が奪われてしまったことにある。子どもの貧困や虐待などの課題は、子ども自身のみに起因するのではなく、子どもを取り巻く環境に起因している」と、課題の所在を示した上で、職能団体による基礎的研修、子ども家庭福祉に関する専門的研修とスーパービジョンによる人材育成の在り方が重要であること、日本ソーシャルワーカー連盟で開発・実施している「子ども虐待の予防と対応研修」は、児童福祉司だけでなく、全てのソーシャルワーカーを対象としているため、虐待予防や早期発見に資することなどについて説明しました。

その上で、①既存の国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士の基盤の上に、子ども・家庭に関する内容を上乘せ・強化した認定などの仕組みを検討すべきであること、②子どもへの支援力を強化した

社会福祉士、精神保健福祉士を法令上、明確に位置づけ、その配置、活用が着実に進められるようにすること、③虐待など、困難な事例に対応するため、認定社会福祉士について、管理的役割を担える人材や児童福祉司のスーパーバイザーとして位置づけるべきであること、を提言しています。

この専門委員会では、2021年末を期限に、最終的な取りまとめが行われる予定ですが、本会としても、引き続き、ソーシャルワーカーの職能団体および養成団体と連携し、子ども家庭福祉の充実、子ども虐待の防止に向けた取り組みを確実に進めるとともに、専門委員会や関係省庁にも意見・要望などを継続していきます。

〔第30回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会(厚生労働省)〕
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19541.html

「2022年度予算・制度に関する提案書」を提出しました

本会は、毎年6月頃に国へ翌年度の予算・制度に関する提案書を提出しています。本年は新型コロナウイルス感染症対策により手交することができないため、6月2日に電子媒体などで提出をしました。提出先は、厚生労働省（社会・援護局、老健局、子ども家庭局）、文部科学省、法務省、内閣府、総務省、中小企業庁です。

提案書は、昨年度の提案事項を踏まえ都道府県社会福祉士会、理事、委員会から意見のあった事項について、理事会などで検討を重ね、作成しました。来年度以降もこの提言活動を継続する予定です。

日社福士2021-113

2021年6月2日

2022年度予算・制度に関する提案書

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 西島 善久

公益社団法人日本社会福祉士会は、人びとの尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

私たちは、社会福祉士の援助を必要とする人びとの生活と権利を擁護するため、以下の事項について提案します。

【厚生労働省 社会・援護局関係】

○包括的な相談支援体制の構築・維持に向けた一層の支援

各市町村において包括的な相談支援体制の構築を推進するためには、重層的支援体制整備事業に取り組むことが1つの方策となりますが、市町村が事業に取り組む意義や取り組むことで生じる業務等を正確に理解するとともに、地域の相談支援機関等と地域の相談支援体制の在り方を協議し、検討する過程が重要です。

そのためには、市町村職員をはじめ、各種相談支援機関の職員などへの普及・啓発が重要となることから、国及び都道府県による普及・啓発活動が重要です。すべての都道府県において後方支援事業が実施されるよう、都道府県に対する指導・助言をお願いします。

また、市町村における検討には、一定の期間を要することが予想されることから、重層的支援体制整備事業に関する継続した財源確保に加え、数年間は移行準備事業が継続されるよう財源確保をお願いします。

さらに、専門職に求められる資質としてソーシャ

ルワーク機能を発揮することが求められることに加え、改正社会福祉法において「社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」という附帯決議がなされたことも踏まえ、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が配置されるように必要な措置を講じてください。

○新たな社会福祉サービスの受け皿としての「社会福祉士法人（仮称）」の創設

地域共生社会の実現には、制度横断的な知識を有し、包括的な相談支援と協働の中核の役割を担うソーシャルワーク専門職の活用が重要です。地域の実情に合った柔軟な仕組みを構築するためには、従前の法人とは別にソーシャルワーク専門職である社会福祉士が設立できる法人格として社会福祉士法人（仮称）の創設が有効であると思いますので、その制度化について検討をお願いします。

○生活保護業務における社会福祉士の配置促進の検討

生活保護のケースワーカー任用に関して、新型コロナウイルス感染拡大等の新たな課題や、失業者増加による生活保護申請の増加が見込まれる中、現行の社会福祉主事任用要件だけでは、生活保護世帯の増加とともに多様化・複合化する住民ニーズに対応することは困難です。

一昨年12月に公開された「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」の報告書において、「自立相談支援機関の相談支援員に社会福祉士などの資格を求めることについても、検討を行うべきである。」と記載がありましたが、生活保護を担当する職員に関しても、自立相談支援機関の相談員と同様に社会福祉士などの有資格者の配置促進について検討していただきますようお願いします。

特に、査察指導員はスーパーバイザーとしての機能を持つ職種であることから、有資格者の配置が望まれるため、各福祉事務所設置自治体が有資格者を配置した際の国費割増制度の検討を願います。

○生活保護制度（就労支援の強化）の見直し

生活保護制度において就労支援は自立助長の観点から重要ですが、本人の生活歴や適性等に配慮して慎重に進める必要があります。これらに配慮し、さらに「就労の場が確保されているのか」「継続して就労できる環境にあるのか」なども考慮して進めないと、被保護者本人の意思に反した強制と受け取られ、十分な効果が得られず、雇用者側とのミスマッチを引き起こし、就労の継続の妨げになるおそれがあります。就労支援の推進に当たっては、これらの事項に十分に配慮して進めるようお願いします。

○生活保護制度（母子加算）の見直し

母子加算の見直しに当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会報告書に記載されているように、子どもの貧困対策や子どもの健全育成に逆行することのないよう、十分配慮してください。

○生活保護制度における教育扶助への加算

小中学校の圧倒的多数で実施されている学校給食費用は教育扶助から支給されていますが、一部給食未実施の学校の場合、自宅から弁当を持参したりパンなどを購入したりすることとなるため明らかな格差が生じています。給食未実施の地域の児童、生徒のいる家庭には、教育扶助に「給食費相当特別加算」制度を設けてください。なお、生活扶助基準の第1類については、現行では12歳から17歳までが同じ区分となっており、概ね中学生と高校生が同一額であることから、中学生の一定日数の昼食相当額が教育扶助でカバーされているにも関わらず、高校生には適用されないことから、第一類の基準額区分を12～14歳と15～17歳に分割し、高校生相当には一定額上乘せして改定していただきますようお願いします。

また、「子ども食堂」が全国で2,200カ所以上に実施されており、義務教育内において「食」の確保の必要性は明白です。生活保護受給世帯以外の生活困窮世帯への支援のためにも、給食未実施の自治体への給食の制度化と費用の補助をお願いします。

○生活保護の対象者に外国人を含める生活保護法の改正

生活保護法における外国人の扱いについては、現状においても厚生労働省の通知を根拠として、各自治体は一定の在留資格を有する外国人に対して人道的な観点から行政措置として、生活保護法を準用しています。

我が国が人道に基づき、国籍に関わらず誰でも健康で文化的な最低限度の生活を送ることができる国であることを示すためにも、外国人に対する生活保

護法の適用範囲について、検討をお願いします。

○「刑事収容施設」に勾留中の者の保護の実施責任の明確化

「居住地がないか明らかでないホームレス状態の者」が逮捕され、その後勾留決定となってから判決言い渡し前までの間、現に身柄拘束を受けている刑事収容施設の所在地を所管する福祉事務所へ、釈放直後に向け、当該人物の依頼・委任に基づいた使者や代理人等を通じ、生活上の相談・情報提供・連絡調整・支援依頼等があり、且つ釈放直後に向け生活保護の申請意思が明らかな場合は、当該刑事収容施設から身柄拘束が解かれた直後から「現在地保護」として当該福祉事務所が保護の実施責任を負うよう、生活保護手帳の「第2 保護の実施責任」記載の局長通知第2-12-「(5)」として改正・追記してください。

なお、福祉事務所が疲弊することのないよう施策の検討をお願いいたします。

○生活困窮者自立支援法の対象に外国人が含まれることの地方自治体への周知

生活困窮者自立支援法では、地域で生活する福祉の支援を必要としている外国人について、在留資格に関係なく対象としていることは評価されるべきです。残念ながら、一部地方自治体においてこの点が十分に周知されていない例があるので、このことについて各自治体に対して周知するようお願いします。加えて、外国人が対象であることについて法令・通知等において明確にするようお願いします。

○生活困窮者自立支援法自立相談支援事業における主任相談支援員及び相談支援員への社会福祉士の配置

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議により自立相談支援機関においては、社会福祉士等のソーシャルワーク専門職の配置を検討し、適切な措置を講ずることとされています。また、主任相談支援員の研修受講要件として社会福祉士等の国家資格と実務経験が必要とされています。

そのため、実際に半数近くと同機関に社会福祉士が配置されていますが、アウトリーチの必要な生活困窮者への個別支援を通して地域資源開発、地域づくり（ソーシャルアクション等）を進めるためにも、主任相談支援員は社会福祉士等の有資格者を原則とするようにしてください。また、ソーシャルワークのための諸条件の整備が求められる中で相談体制を強化していくためにも、相談支援員にも社会福祉士の配置をお願いします。

また、官制ワーキングプアのごとく、非正規での

不安定な雇用条件での雇用は避ける必要があります。

○生活困窮者自立支援法 住居確保給付金の要件緩和

生活困窮者自立支援法における初期相談段階における対応として、安定した住居の確保のための条件整備は必要不可欠です。また地方自治体の予算措置の状況も格差があります。自立支援のための同給付の対象の拡大と自治体の予算確保等について必要な措置を講じてください。

○地方自治体における自殺予防対策担当窓口への社会福祉士配置促進

本会は、2010年6月、全国大会（秋田大会）において、自殺予防対策に取り組むことを宣言しました。その取組のひとつとして、2016年より厚生労働省「自殺防止対策事業」において、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定したアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いします。

○地域生活定着促進事業における予算の安定確保及び福祉手続きの円滑

全国の地域生活定着支援センターでは、矯正施設退所予定者が帰住先の都道府県で必要な支援が受けられるよう広域調整を実施しています。

地域生活定着促進事業の維持・継続発展の為に安定的な予算（基準額）を確保するようお願いいたします。都道府県の中には、基準額の4分の1の負担をせず、基準額の4分の3を委託料としているところがあります。国庫補助基準額は、事業の安定的な運営に必要な最低額を見込んでいますと考えられますので、都道府県が国庫補助基準額以上の委託金額とするよう、都道府県に働きかけてください。

また、刑事収容施設にいる特別調整対象者の診断書作成や介護保険、障害区分認定申請等、福祉手続きの円滑化をお願いします。

○社会福祉士の定義の見直し

地域共生社会の実現に向けて社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮することが期待されている（「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（平成30年3月27日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書）。そのことを踏まえて、社会福祉士養成課程の

内容が見直されるとともに、科目名に使用されていた「相談援助」が「ソーシャルワーク」に置き換えられた。一方、現行の社会福祉士の定義は、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（以下、「相談援助」という。）を業とする者」とされている。「ソーシャルワーク」は多様な実践を表す言葉であり、その含む実践内容は時代とともに変遷するが、目的は生活課題に取り組み人々のウェルビーイングを高めることである（「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」）。社会福祉士の行う業はこの目的を遂行することであることから、ソーシャルワークという言葉を使用することで社会福祉士の業を包括的に示すことが可能となる。そこで、社会福祉士の定義を「ソーシャルワークを業とする者」に改めることを提案する。

○災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインの一部改正

災害時の福祉支援体制の整備について（各都道府県知事あて平成30年5月31日 社援発0531第1号 厚生労働省社会・援護局長通知）で定める「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」によれば、災害派遣福祉チームの活動は一般避難所における災害時要配慮者に対する支援が示されているところであるが、避難生活後においても、自立した生活が円滑にできるようにするまで、引き続き派遣が継続できるよう、改正することを提案する。

【厚生労働省 障害保健福祉部関係】

○障害者が身近な圏域で相談できる体制の整備

多様化する障害者のニーズに対応するために、指定特定相談支援事業、市町村の相談支援事業、基幹相談支援センターがそれぞれに役割を果たす三層構造による相談支援体制の構築が示されています。しかし、市町村における基幹相談支援センターは55%が未設置（令和2年4月）という状況です。

三層構造による相談支援体制が機能できるように、本会により2019年3月発行の「基幹相談支援センター設置促進のための手引き」を広く活用いただき、基幹相談支援センターが各市町村で設置されるよう必要な措置を講じて下さい。

○障害児の相談支援体制の整備

発達障害に関する相談支援を必要とする人は増えていますが、児童発達支援センターに予約をしても

相談支援を受けられるまでに数ヶ月から半年は待たなければならない状況が生まれています。また、児童発達支援センターが整備されていない市町村も多くあります(児童発達支援センター設置市町村の割合:32% 平成30年度末時点)。発達障害を持つ児童や家族が生活で直面する課題を、その都度適切に相談支援を受けられるように、児童発達支援センターが各市町村で配置されるように必要な措置を講じて下さい。

【厚生労働省 老健局関係】

○地域包括支援センターの機能強化に伴う人材確保

地域包括ケアシステムの推進に向けて、中核機関である地域包括支援センターの機能強化が求められる中で、現状では介護予防支援に費やす時間的・労力的負担によって十分な対応ができていない状況が見られます。地域包括支援センターが相談支援、地域づくり等のソーシャルワーク機能が発揮できるよう、介護予防支援業務のあり方を再整理するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に係る業務負担も踏まえ、臨時的に人員体制を充実することができるよう財源確保をお願いします。

○介護報酬における社会福祉士配置による加算

障害福祉サービスにおいては、社会福祉士等の配置に対して福祉専門職員配置等加算が算定されており、また2018年度からは介護保険事業所が障害福祉サービスを提供する共生型サービスにおいても同様の加算の対象となっています。また、診療報酬においても社会福祉士配置による加算の対象となっています。これらを踏まえ、相談職を配置する場合においては、介護報酬においても同様に社会福祉士の配置による加算が設定されるとともに、議論にあたり、関係する審議会等への参画を認めていただきたく、お願いします。

○成年後見制度利用支援事業の的確な実施に向けた市町村支援及び予算確保

2017年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、全国どの地域に住んでいても、必要な人が成年後見制度を利用できるような地域体制の構築を目指すこと、そのための制度の利用に係る費用等に係る助成について検討が行われることが望ましいことが明記されています。

必要な方が成年後見制度を利用できるよう、生活保護受給者の成年後見人等報酬を「権利擁護扶助」として生活保護制度に位置付けるとともに、生活保護受給に至らない(あるいは生活保護受給を望まない)低所得者や生活困窮者においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用

支援事業が必須化されるとともに、予算が確保されることが必要です。

成年後見制度利用支援事業は、障害者総合支援法(地域生活支援事業)では既に必須事業であり、介護保険法(地域支援事業)でも必須事業とするようお願いします。

また、2020年度の「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」において、審判の請求に係る市町村間の調整の円滑化、市町村申立における親族調査の在り方について、検討を重ね、一定のとりまとめがなされました。その中でも深い関連がある成年後見制度利用支援事業について、その運用実態や予算化等について地方自治体によるばらつきや格差があることが指摘されており、各市町村および都道府県による取組みとともに、国としてさらなる働きかけや必要な財源確保を行うことをお願いします。

【厚生労働省 子ども家庭局関係】

○子どもの貧困対策に関する大綱の推進強化

1年以上に続くコロナ禍は子育て家庭の生活に強く影響を与えております。保護者の就労上、健康上等の状況悪化からのストレスは子どもたちの生活を強く脅かし大人以上に先行きの見通しが立てられません。

特に経済的困窮は生活基盤に直接的な影響を与えております。このことは従来から指摘されていたひとり親家庭のみではなく多くの子育て家庭に広がっている状況です。

そこで対応策として即時的な効果を望める経済支援の強化として児童手当、児童扶養手当を使いやすいように所得制限の廃止など円滑な実施の手立て、教育費の減免及び奨学金の給付制度等の促進等の推進強化を望みます。

○親権者の不適切な関わりのある児童養護施設等入所児童において、児童相談所長による未成年後見制度の積極的な運用について

児童養護施設や里親等で暮らす児童の親権者の中には、子どもとの関わりをもとめとしない者や、施設等からの連絡を取ることが難しい者がいます。施設入所中等は、施設長の親権代行として権利が保障されていますが、児童のパーマネンシープランニングや自立を見通した支援においては、退所時の居所の指定や職業選択において、親権を行使する者が不在で児童が不利益を被っている状況にあります。

今般の児童福祉法の改正では、児童の権利に関する条約の精神に則り、子どもが適切に養育されること最善の利益を保証することが明記されました。児童養護施設や里親等で生活する子どもに親権が適切に行使できるように、児童相談所長は一時的な親権

停止の措置や未成年後見制度を積極的に運用することをお願いします。

○「児童虐待の防止等に関する法律」の児童虐待の定義に「経済的虐待」を追加

昨今、保護者が子どもの奨学金を費消してしまう事例等が散見されます。

給食費等の費用を拠出しないネグレクトとは違って、意図して子どもの預貯金等を費消してしまうことは搾取です。

子どもの貧困問題として捉えられておりますが、家庭内では経済的虐待です。児童の権利条約第32条に「締約国は、子どもが、経済的搾取から保護される権利」を示しています。保護者からの経済的な搾取において、子どもは、自ら助けを求めることが弱く、また周囲の大人も経済的な搾取の概念がないことから、見過ごされる状況にあります。児童の権利条約の精神に則り、児童虐待の定義に「経済的虐待」を加え、社会全体で子どもの権利侵害を防止する必要があります。

○未成年後見事務に係る高等学校等就学支援金制度や児童手当における保護者等の所得要件について

2011年の法改正により、児童相談所長は、親権者がいない児童についてその福祉のために必要があるときは未成年後見人選任の請求をしなければならないことが児童福祉法に明記され、同時に未成年後見人支援事業が開始されました。それに基づき、本会においても専門職未成年後見人として活動をしているものが徐々に増えている状況です。

子育てに対する施策のひとつである高等学校等就学支援金制度や児童手当等においては、保護者等の所得要件があります。これについては、親族でない、かつ同居もしていない第三者の未成年後見人の所得について申請する義務はないと考えます。しかし、一部の市町村においては生活実態を鑑みず、「法定の未成年後見人である」ことだけを理由に、第三者の未成年後見人の所得状況の申請を要求する場合があります。本来の制度の趣旨や役割を理解し、適正な運用をするための周知の徹底をお願いします。

○要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センター、子ども総合支援拠点等、市区町村への社会福祉士配置促進

「ニッポン一億総活躍」等に基づき、2020年度末までに地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指すこととされた子育て世代包括支援センターでは、これまで配置されていた保健師や助産師、看護師といった医療職に加えて、ソーシャルワーカー等の福祉職を配置することが望ましいことが示され、また、「新しい社会的養育ビジョン」でも、保育所への

ソーシャルワーカーの配置が提言されたところです。

地域における「子どもの最善の利益」を実現する子ども専門のソーシャルワーカーは市区町村に配置されてこそ、その能力が発揮できます。要保護児童対策地域協議会の調整機関や子育て世代包括支援センターをはじめ、子ども総合支援拠点、保育所、放課後児童クラブ、学校、児童館等の子どもの集う場所への社会福祉専門職の配置や巡回相談・支援は有効と考えられますので、市区町村へ福祉専門職である社会福祉士の配置を促進してください。

【法務省関係】

(人権擁護局)

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）における対象者の拡大

2016年6月に成立した「ヘイトスピーチ対策法」の対象者である、「適法に居住する者」について、対象を拡大し「日本に滞在する者」としてください。

本法第2条で定義されている「差別的言動」は、適法に居住しているか否かに関わらず、あつてはならないものと考えます。『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、との衆参両院の付帯決議の主旨を明確化するためにも、法の改正をお願いします。

(大臣官房秘書課)

○司法と福祉の連携の円滑化のための体制整備

司法と福祉の連携が円滑にできるよう、アセスメントするための面接時間（接見時間延長のための特別面会に社会福祉士等を含める）の配慮や被疑者・被告人への支援における福祉関係者の報酬確保をお願いします。

また、矯正施設や保護観察所に配置されている社会福祉士及び地方検察庁に配置または登録・契約している社会福祉士が、司法と福祉の連携において、福祉的な視点から環境や地域への働き掛け、社会資源を活用していくソーシャルワーク機能が発揮できるようご配慮願います。

(出入国在留管理庁)

○「在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材」にかかる社会福祉士及び本会の活用

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2020年7月14日）では、「生活者としての外国人に対する支援」の充足が検討されております。「外国人に対する支援」は、ライフサイクルに応じたものから日本語にかかる支援まで多岐に渡るがゆえに、ここにコーディネート人材が不可欠となります。ここ

で謳われている「在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策の検討」が今まさに求められているわけです。

このことは第7次出入国管理政策懇談会報告書「今後の出入国在留管理行政の在り方」について(2020年12月10日)においても以下のように示されております。外国人との「共生社会の実現のためには、地域において在留外国人のニーズに応じた支援を適切に行うための専門能力を有する人材が必要であり、今後その育成を行っていくべきである」。

本会では、2006年度から2015年度にかけて、社会福祉士を中心とした相談援助職に対して、「滞日外国人ソーシャルワーク研修」を開催し、2012年度には、『滞日外国人支援の実践事例から学ぶ多文化ソーシャルワーク』(中央法規出版)、2019年度においては、『滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック』(中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成事業)を発刊し、社会福祉士を中心とした相談援助職に対する総合相談の質の向上とコーディネート人材の養成に15年に渡り尽力して参りました。

これらの実績をもとに、上記で示されている「総合的な支援をコーディネートする人材」には社会福祉士の積極的な活用をご検討いただき、また、「コーディネートする人材の育成を促進する」観点からは、本会の人材育成システムのご活用をご検討いただきますようお願いいたします。

【内閣府関係】

(内閣府政策統括官(防災担当))

○福祉との連携による避難行動要支援者の個別計画策定の推進

消防庁の調べによると2018年6月現在、避難行動要支援者名簿を作成済みの自治体が97%あるのに対し、個別計画策定済みの自治体は13.7%しかありません。

名簿だけでは避難行動につながりにくいため、個別計画は重要なものでありますが、個々人の障害特性などのアセスメントが必要なため、策定が進んでいないのが現状です。

そこで、介護保険の介護支援専門員や障害福祉の相談支援専門員が作成するケアプランやサービス等利用計画のアセスメント内容を個別計画策定に活用するなど、福祉との連携による個別計画策定の推進をお願いします。

○災害時における福祉・介護サービス提供者の災害救助法適用

高齢化や医療の発達に伴い福祉・介護サービス利用者は年々増加しています。福祉・介護サービス利用者にとって、サービス供給はライフラインであり、発災時においてもサービスが途切れずに供給される

ことが非常に重要です。

災害救助法第7条で、医療、土木建築工事又は輸送関係者については従事命令を規定していますが、発災時においても止めることができない福祉・介護サービス提供者について、これらと同様に災害救助法の適用としてください。

○災害福祉広域支援ネットワークの制度化

福祉分野において、災害発生直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援する仕組みを構築する必要があります。厚生労働省においては2018年5月31日にガイドラインを発出し、都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築を推進されています。

今後、全国どこで発災してもDMATのように福祉・介護サービスが災害時にも途切れることなく必要な方に提供される制度が必要です。

このような取組を、災害救助法等の法制度に位置付け、防災基本計画等に盛り込まれるようお願いいたします。

【文部科学省関係】

○スクールソーシャルワーカーの常勤配置化の推進

スクールソーシャルワーカーは、児童生徒やその家族と信頼関係を築き、関係機関との調整や地域の社会資源の活用や開発、ネットワーク構築などが行えることが必要です。

文部科学省では令和元年度に1万人余のスクールソーシャルワーカーを配置しておりますが週に1～2回の勤務ではこれらの活動が困難です。子どもの貧困やヤングケアラーの深刻な課題に対応できるのはスクールソーシャルワーカーです。

常勤職であれば児童生徒にさらに継続的な対応が可能となり、より適切な支援を行うことができます。

また、総務省「学校における専門スタッフ等の活用に関する調査」に基づく勧告(令和2年5月15日付け)「スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の理解促進」において、「常勤のSSWを段階的に増員するように」との指摘がありました。

「児童生徒の教育相談の充実について」(教育相談等に関する調査研究協力者会議2017年1月)においても学校及び教育委員会に常勤のスクールソーシャルワーカーを配置するとされており、より一層の常勤化を図るようお願いします。

○スクールソーシャルワーカーの専門性向上に向けた職能団体の活用推進

日本社会福祉士会はスクールソーシャルワーカーのための「スクールソーシャルワーク実践ガイドライン」を作成し、研修会の開催やスクールソーシャル

ワークの実践アドバイザーの養成を行っております。

また、多くの都道府県社会福祉士会が子どもの支援に関する委員会を組織しており、団体としてのバックアップが可能となっていますので、スクールソーシャルワーカーの専門性向上のための研修会を本会に委託するようお願いします。

○子どもの貧困対策に関する大綱の推進強化

1年以上続くコロナ禍は子育て家庭の生活に強く影響を与えております。保護者の就労上、健康上等の状況悪化からのストレスは子どもたちの生活を強く脅かし大人以上に先行きの見通しが立てられません。

特に経済的困窮は生活基盤に直接的な影響を与えております。このことは従来から指摘されていたひとり親家庭のみではなく多くの子育て家庭に広がっている状況です。

そこで対応策として即時的な効果を望める経済支援の強化として児童手当、児童扶養手当を使いやすいように所得制限の廃止など円滑な実施の手立て、教育費の減免及び奨学金の給付制度等の促進等の推進強化を望みます。

○教職員等がソーシャルワークを学ぶ機会の確保

学校でソーシャルワークが機能するためには、スクールソーシャルワーカーの常勤配置や適切なスーパーバイザーの存在とともに、教員のソーシャルワークに関する理解が欠かせません。教員がソーシャルワークを理解すれば、スクールソーシャルワーカーとの連携や協働が円滑となり児童生徒やその家族への支援がより早く、より適切に行えます。

そこで、初任者研修や10年経験者研修などの法定研修に専門職との連携に関する科目を義務づけるとともに、教職課程でも必須科目に位置づけるなど、すべての教員にソーシャルワークを学ぶ機会が得られるようにしてください。

【総務省関係】

要望項目全般にわたり、地方公共団体が行う業務について、地方財政措置がされるよう、要望いたします。

なお、以下の2項目については、厚生労働省に対して提案していますが、総務省におかれましても地方自治体の職員配置に係る内容ですので、ご協力をお願いいたします。

○地方自治体における自殺予防対策担当窓口への社会福祉士配置促進

本会は、2010年6月、全国大会（秋田大会）において、自殺予防の対策に取り組むことを宣言しました。その取組のひとつとして、2016年より厚生労働

省「自殺防止対策事業」において、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定したアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いします。

○要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センター、子ども総合支援拠点等、市区町村への社会福祉士配置促進

「ニッポン一億総活躍」等に基づき、2020年度末までに地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指すこととされた子育て世代包括支援センターでは、これまで配置されていた保健師や助産師、看護師といった医療職に加えて、ソーシャルワーカー等の福祉職を配置することが望ましいことが示され、また、「新しい社会的養育ビジョン」でも、保育所へのソーシャルワーカーの配置が提言されたところです。

また、昨今では「ヤングケアラー」や「ダブルケア」など、子どもを取り巻く新たな課題にも対応が必要となる状況となっております。

地域における「子どもの最善の利益」を実現する子ども専門のソーシャルワーカーは市区町村に配置されてこそ、その能力が発揮できます。要保護児童対策地域協議会の調整機関をはじめ、子育て世代包括支援センターをはじめ、子ども総合支援拠点、保育所、放課後児童クラブ、学校、児童館等の子どもの集う場所への社会福祉専門職の配置や巡回相談・支援は有効と考えられますので、市区町村へ福祉専門職である社会福祉士の配置を促進してください。

【中小企業庁関係】

○デジタル化に向けた医療・福祉・介護分野に対する支援

感染症への対策や働き方改革の必要性が高まっており、テレワークやEC等のデジタルツールに関心があっても、ノウハウがなく導入・定着に至らない医療法人・社会福祉法人等が数多く存在しています。中小企業庁では、フリーランスや兼業・副業人材等を含むIT専門家を「中小企業デジタル化応援隊」として選定し、全国の中小企業のデジタル化・IT活用に向けた取組を支援していますが、その対象として当てはまらない医療法人・社会福祉法人等も少なくありません。福祉・介護分野におけるデジタル化に向けて必要な措置を講ずるよう、財源確保をお願いします。

声明および意見・要望書を提出しました

2021年5月以降に、本会では以下の声明および意見・要望書を発出しています。2022年度予算・制度に関する提案書については、本ニュース10ページから16ページに、パブリックコメントについては、ホームページに掲載しています。

○声明／意見・要望書

発信日	標 題	発信先など
5月27日	「少年法改正への声明－18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例について－」	(参議院可決後の声明)
6月2日	2022年度予算・制度に関する提案書	厚生労働省（社会・援護局、老健局、子ども家庭局）、法務省、内閣府、文部科学省、総務省、中小企業庁
7月21日	社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令案及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント	厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室宛に国家試験の受験手数料引上げに関する意見を提出 ※詳細はホームページをご覧ください。

少年法改正への声明 －18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例について－

5月21日、少年法改正法案が参議院において可決されました。罪を犯した18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等について、死刑又は無期若しくは短期1年以上の新自由刑まで対象を拡大することは、結果として厳罰化につながることになるため日本社会福祉士会は従前から反対の意思表示をしまいましたが、改めて法の運用に懸念を抱いていることから意見表明をいたします。

要旨

未だ十分に成熟しておらず、成長発展途上にあつて可塑性を有する18歳及び19歳の年長少年について、少年法の適用年齢を引き下げるのではなく、現行の少年法の適用を継続すべきです。

対象となる18歳及び19歳の少年は、児童虐待、とりわけネグレクトを受ける環境下で過ごすことも少なくありません。このような子どもを精神的に支えるためには、保護者に代わる大人との1対1の愛着関係を基にした人間との信頼関係づくりが必要といえます。

ゆえに児童福祉法第31条【保護期間の延長等】においては満18歳を超えても20歳までの延長を認めており、今回の少年法改正による厳罰化と相反しています。

このように成長過程にある者については、その過程に寄り添い、長期間にわたって相談できる環境が重要です。子どもは成長とともに、大切な人と結婚したり、大切な人との間に子どもが生まれたとき、過去の体験を思い出したりして、深い悲しみや苦しみを覚えることがあるからです。

そのため、厳しい刑罰よりも、教育的・福祉的な働きかけの方が再犯防止の効果が大きいことが明らかであり、むしろ、結婚や子育てまで継続して支援するべきです。

また、少年の置かれている状況や特性・犯罪の背景と無関係に犯した罪名により範囲を広げて一括して「原則逆送事件」にすること及び公判請求することによって実名報道が行われることは、自立途上の少年の成長や可能性を社会が抑え込むことであり18歳及び19歳の少年の社会的自立をきわめて困難にするものです。特に、SNS等による誹謗中傷や人権侵害が社会問題になる中で、少年の人生における選択肢と可能性を狭めることでもあり自立・成長する権利を奪うものと言えます。

さまざまな背景を持つ少年が「個人として尊重」され、よき社会人として育つためには教育的・福祉的な働きかけが重要と考えます。

関係機関連携強化や実名報道の解禁が健全育成や更生の妨げにならない配慮を行うよう周知すること等衆議院及び参議院法務委員会における附帯決議については完全実施されることを望みます。

本会としましては改正法の下でも、18歳及び19歳の少年の人権に配慮した適正な運用を行うよう法務当局に求めます。

2021年5月27日
公益社団法人日本社会福祉士会
会長 西島 善久

2021年度補助金事業

「地域共生社会で活躍できる社会福祉士の育成・強化に関する調査研究事業」

本事業は、令和3年度社会福祉推進事業として実施します。

本年度から社会福祉士養成課程において新カリキュラムが導入されていますが、それを履修した学生が国家資格を取得し、現場においてソーシャルワーク専門職としての役割を果たせるようになるには、今後、数年程度かかることになります。その一方で、実践現場で働いている社会福祉士が、カリキュラム改正などにおいて求められている新たな役割を果たしていくために、地域共生社会の実現に向けた現任社会福祉士に対する研修およびスーパービジョンの体制の構築が喫緊の課題となっています。

そこで、本事業では、本会が令和2年度の社会福祉推進事業において試行した地域共生社会の実現に資するソーシャルワーク実践力を育成するための研修プログラムの全国展開に向け、研修運営の手引き作成や講師養成などの基盤整備を行うとともに、地域共生社会の実現に資するソーシャルワーク・スーパービジョンの質の向上に向けたスーパーバイザーのフォローアップ体制の構築に関する事業を実施します。

なお、本調査研究事業の成果は報告書にまとめ、関係機関などに配布するとともに本会ホームページに掲載する予定です。

2021年度ソーシャルワーカーデー報告 ～全国各地でのイベント

今年も海の日（2021年は7月22日）※に設定しているソーシャルワーカーデーを中心に、全国各地で地方イベントが開催されました。この事業は、ソーシャルワーカーを地域住民に広く認知いただくことや関係団体との連携強化を目的に、継続的に実施しています。

今年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため3つの「密」を避けることが求められているため、従来の集合形式によるイベントなどの開催は困難な状況でしたが、オンラインを活用したイベント等を中心に11府県で実施されました。



※ソーシャルワーカーデーのロゴ入りバッジを販売しています（販売価格は500円）。ご購入を希望される方は本会にご連絡ください。E-mail: info@jacsw.or.jp

2021年度 都道府県でのソーシャルワーカーデーイベント

(2021年8月1日現在)

都道府県	タイトル	開催日	会場
宮城県	ソーシャルワーカーデー 2021 in みやぎ	7月17日（土）	オンライン
福島県	2021ソーシャルワーカーデー企画 社会的に弱い立場の方々の意思決定支援を考えるセミナー「ガイドラインについて事例を通じて考えよう！」	7月18日（日）	1) オンライン 2) 福島県男女共生センター
群馬県	ソーシャルワーカーデー 2021 in ぐんま／身元保証問題について～誰でも安心した生活が送れるために～	7月17日（土）	オンライン
新潟県	ソーシャルワーカーデー ニイガタ 2021	7月17日（土）	オンライン
長野県	長野県ソーシャルワーカーデー『ソーシャルワーカーの使命・専門性・可能性』を考えるフォーラム／コロナ禍とメンタルヘルス～ソーシャルワークの可能性～	7月11日（日）	オンライン
福井県	ソーシャルワーカーデー in ふくい2021／ウィズコロナ時代のソーシャルワーク～社会的処方と「つながり」の力～	7月18日（日）	1) オンライン 2) 福井県産業情報センター
静岡県	2021年度ソーシャルワーカーデー普及啓発イベント／地域共生社会とソーシャルワーカーの役割	7月25日（日）	オンライン
京都府	2021年 ソーシャルワーカーデー（オンライン集会）／「生活保護基準引き下げ裁判で問われる生存権～生活困窮者とともに歩むソーシャルワーカーの使命とは～」	7月18日（日）	オンライン
岡山県	おかやま福祉・介護フェア内での啓発パンフレットの配布及び相談支援	8月1日（日）	岡山コンベンションセンター
愛知県	ソーシャルワーカーデー 2021 in あいち／コロナ禍におけるソーシャルワーカーの実践	7月11日（日）	オンライン
愛媛県	ソーシャルワーカーデー 2021 in 愛媛「つなげようひろげよう ソーシャルワーカーのWA」	7月3日（土）～8月31日（火）	ツイッター特設アカウント

会長就任あいさつ

公益社団法人 日本社会福祉士会 会長 西島 善久

このたび、会長に再任されました西島善久です。今期で三期目になりますが、よろしくお願いいたします。

この間を振り返ると、平成30年3月に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保委員会において「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の役割等について」が取りまとめられました。翌年6月には、社会福祉士養成カリキュラムが改定され、本年4月からは、新カリキュラムによる養成が始まっています。

本会では、この動きに合わせて、現任の社会福祉士の実践力向上に向け、「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」を開発するとともに、専門職の成長を促進する仕組みとして、スーパービジョン体制の整備に向けた教材、プログラムを開発しています。今後、多くの社会福祉士が活用できるようにしていきます。

昨年6月には、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の一部改正が行われました。その際、参議院厚生労働委員会の附帯決議において、重層の支援体制整備事業を実施するに当たっては、「社会福祉士や

精神保健福祉士が活用されるよう努めること」が明記され、ソーシャルワーク専門職の必要性が明確になっています。

現在、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律に基づき、「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方」について、議論されています。

本会は、一貫して、新たな国家資格を創設するのではなく、既存の国家資格である社会福祉士・精神保健福祉士の活用を主張しており、現在、職能団体・養成団体が一体となり、卒前・卒後の連続した人材育成を提案しています。

「社会福祉士」という資格が広く社会に認められること、おそらく、この思いは、多くの会員の皆さまと同じだと思います。この思いを胸に刻み、本会の発展に向け、取り組んでまいります。

皆さまのご支援とご理解・ご協力をお願いいたします。

ホームページをリニューアルしました

2021年7月に日本社会福祉士会のホームページをリニューアルしました。

新しいホームページは、情報を整理し、より見やすく、探しやすい構成やデザインとなりスマートフォンでも閲覧しやすい画面になりました。なお、会員専用ホームページは廃止し、「掲示板」サービスは終了しました。

本会ホームページのURL：<https://www.jacsw.or.jp/index.html>



公益社団法人
日本社会福祉士会

文字サイズ 標準 大

ENHANCED BY Google

求人情報

— まもります・ささえます・つなぎます —

e-Learning
講座開催中!
Click

本会のご紹介 市民の皆様へ 社会福祉士の皆様へ

Pick Up 特におすすめの情報をピックアップしてご紹介します。

入会のご案内
皆さまの活動を通して、多職種多職種にわたる「社会福祉士」のネットワークに
参加！アゲがよい。

Social Workers Day
2021年度における都道府県でのソーシャルワーカーイベント情報。

生涯研修センター
資格取得はスタートラインです。生涯研修制度は社会福祉士を支援する制度です。

認定社会福祉士
認定社会福祉士
認定社会福祉士

2021/2022年度

新理事・監事のご紹介

第33回通常総会にて、本会の新しい理事13人・監事2人が決まりましたのでご紹介します。

【任 期】

2021年6月19日～2023年度通常総会まで

【プロフィールの見方】

- ①氏名 ②所属都道府県社会福祉士会 ③勤務先名称 ④職種・役職
⑤いまはまっていること・趣味 ⑥会員へひと言

※2021年7月末現在



会 長

- ①西島 善久 (にしじま・よしひさ)
②大阪社会福祉士会
③社会福祉法人 玉美福祉会
④理事長
⑤早寝、早起 & 野菜作り + 禁煙 (継続中) です。

- ⑥今期で3期目になります。中長期計画の実現に向け、役職員一同、力を合わせて取り組みます。



副会長

- ①中島 康晴 (なかしま・やすはる)
②広島県社会福祉士会
③特定非営利活動法人 地域の絆・社会福祉法人地域の空
④代表理事・理事長
⑤哲学・教育学・経済学の古典を読むこと。

- ⑥社会福祉士が希望を描いて実践を展開していくためには、私たちの社会的役割を明確化する必要があります。ともに追究させていただければ幸いです。



副会長

- ①中田 雅章 (なかだ・まさあき)
②岡山県社会福祉士会
③中田社会福祉士事務所
④所長 (独立型社会福祉士事務所)
⑤ストレス発散としてエレクトーン・ピアノを弾くことです。

- ⑥正会員の皆さまと協働して「入会して良かった!」と思ってもらえる魅力ある会となるよう尽力して参ります。



副会長

- ①安藤 千晶 (あんどう・ちあき)
②静岡県社会福祉士会
③(一社) 静岡市清水医師会在宅医療介護相談室
④相談室長

- ⑤ひっそりと県内の温泉で手足を思いっきり伸ばすこと。
⑥「社会福祉士って何する人」をひと言で説明できるように。今いる職場の特性も活かして、高度な専門職との有機的な連携と支援の共有を実現したいと願っています。



理事

- ①伊東 良輔 (いとう・りょうすけ)
②福岡県社会福祉士会
③一般社団法人ばるむ
④代表理事
⑤2003年式の自動二輪のメンテナンスとライト類のLED化

- ⑥社会福祉士の社会的地位向上を目的に、社会福祉士の発展のために微力ではありますが尽力いたします。どうぞよろしくお願いいたします。



理事

- ①岡本 達也 (おかもと・たつや)
②富山県社会福祉士会
③富山県庁
④行政職
⑤歴史を振り返ること、街の空間を感じること、銭湯に行くことです。

- ⑥社会福祉士の社会的認知度の向上に向けて、法制度や行財政面から取り組み、次世代につなげたいと思います。



理事

- ①公文 理賀（くもん・りか）
- ②高知県社会福祉士会
- ③本山町地域包括支援センター
- ④所長
- ⑤俳句を勉強し始めました。

⑥「社会福祉士会の会員でよかった」と思える会員が増えるよう努力してまいります。よろしくお願いいたします。



理事

- ①栗原 直樹（くりはら・なおき）
- ②埼玉県社会福祉士会
- ⑤大学退職後、資料等の整理ができませんでした。今年こそです。
- ⑥経験を重ねるとどこかで「忙しくて大変であった。」という時期がありますが、この時の経験が後々役に立ちます。



理事

- ①竹田 匡（たけだ・ただし）
- ②北海道社会福祉士会
- ③北海道釧路市役場 まちづくり推進課
- ④係長
- ⑤仕事

⑥今秋に「社会を動かすマクロソーシャルワークの理論と実践～あたらしい一歩を踏み出すために～」を中央法規出版から発行しますので、是非ご覧ください。



理事

- ①中山 貴之（なかやま・たかゆき）
- ②兵庫県社会福祉士会
- ③神戸女子大学 健康福祉学部社会福祉学科
- ④助手
- ⑤モノノフです。夏菜子推し。そして最近「観る将」になりました。

⑥社会福祉士の認知度向上、資質向上、地位向上、そして社会福祉士会の更なる発展のために取り組みます。



理事

- ①橋 典孝（はし・のりたか）
- ②石川県社会福祉士会
- ③金沢市地域包括支援センターかすが
- ④センター長・社会福祉士
- ⑤断捨離とはいえない程度のゆるい片づけ、家族との散歩。

⑥全国組織の視点を持ちつつ、正会員に所属する個人会員の視点を常に意識して会務に取り組みます。



理事

- ①星野 美子（ほしの・よしこ）
- ②東京社会福祉士会
- ③TRY星野社会福祉士事務所
- ④代表
- ⑤好きな音楽を聴きながら車を運転すること。

⑥権利擁護支援実践の基盤となる意思決定支援を地域に根付かせていきましょう。



理事

- ①山下 康（やました・やすし）
- ②神奈川県社会福祉士会
- ③神奈川県地域生活定着支援センター
- ④センター長
- ⑤居酒屋で注文したつまみを思い出しながら、自宅飲みの料理を作る。

⑥お互いに、常に倫理綱領に立ち返り、権利擁護の視点をもって日々の仕事を進めていきましょう。



社会福祉士会会員の監事

- ①江原 伸弘（えはら・のぶひろ）
- ②神奈川県社会福祉士会
- ③J A 神奈川県中央会
- ④J A 神奈川県連広報局 次長
- ⑤近場の温泉で、のんびり露天風呂に浸かることです。

⑥監事としての職務をやり遂げます。よろしくお願いいたします。



会員以外の監事

- ①宗 直樹（そう・なおき）
- ③宗会計事務所
- ④公認会計士・税理士
- ⑤自宅の近くに（狭い）農園を借りました。娘（5歳）と一緒に野菜作りを楽しんでいます。

⑥最長任期である4期目を務めさせていただくことになりました。しっかりと監査を実施したいと思います。

第33回通常総会で退任された理事は、
山崎 智美氏（神奈川県社会福祉士会）、
島崎 義弘氏（愛媛県社会福祉士会）です。

ご尽力いただきありがとうございました。
お疲れさまでした。



第33回通常総会を開催しました

2021年6月19日（土）に本会事務局（東京都新宿区）とオンライン会議室を活用し、第33回通常総会を開催しました。

第1号議案「2020年度決算報告」は第1号報告「2020年度事業報告」と合せて報告がありました。中島副会長から当日配布資料を用いて決算報告がなされ、コロナ禍で総会などにオンライン会議を活用したため旅費の大幅な減少などにより、予算と比較し黒字が拡大したこと、公益認定における財務三基準（「公益目的事業の収支相償（収支がマイナスであること）」「公益目的事業費比率（50%以上であること）」「遊休財産の保有制限（公益目的事業費以下であること）」）を満たしていることなどを説明しました。山崎副会長からは2020年度の事業計画と対比しつつ当年度に取り組んだ事業を報告しました。その後、宗監事から事業および決算は適性に行われていることが報告され、第1号議案は可決されました。

第2号議案「役員選任案」は、選挙管理委員会の菅野委員長から、理事候補者の選出経過および候補者について報告しました。その後、理事13人と理事会より選任された監事2人について一人ひとり採決を行い、全員が賛成多数で可決されました。

第1号承認「ソーシャルワークを考える政治的アプローチについて」は、中島副会長から本会が参画するソーシャルケアサービス研究協議会が母体となり設立された、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の3福祉専門職を支援する「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」の活動に参画する方針を説明し、賛成多数で承認されました。

続いて、理事会報告が行われました。第2号報告「2022年度予算・制度に関する国への提案書」は、西島会長から都道府県社会福祉士会からの意見および委員会からの意見を盛り込んだ「2022年度予算・制度に関する国への提案書」を厚生労働省、文部科学省、法務省、内閣府、総務省、中小企業庁に提出したことを報告しました。第3号報告「2020年度声明・見解及び関係行政機関等への意見・要望等の状況」は、西島会長から2020年度に本会が発信した声

明や厚生労働省や法務省などに提出した意見・要望の状況を報告しました。第4号報告「ばあとなあ活動報告書IT化 検討経過と今後の進め方について」は山崎副会長、星野理事から報告しました。第5号報告「子ども家庭福祉に関する資格について」は、栗原副会長から子ども家庭福祉に関する資格について、厚生労働省の「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」では、社会福祉士と基礎科目を同じにしている精神保健福祉士と同様に横出しにして子ども家庭福祉にかかる国家資格をつくる案と、社会福祉士および精神保健福祉士に上乘せする案の両論併記となっていることを報告しました。本会は新たな国家資格を創設することに反対し、社会福祉士および精神保健福祉士をさらに活用してもらうよう日本ソーシャルワーカー連盟（本会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本精神保健福祉士協会、日本ソーシャルワーカー協会で構成）として「各職能団体の基幹研修」の修了者などを対象に、その所属機関の分野を問わず、子ども虐待予防および子ども家庭福祉分野にも対応できるソーシャルワーカーの養成する研修を実施していることを報告しました。また、中島副会長から、現在、検討している段階の社会福祉士および精神保健福祉士をベースとした子ども家庭福祉にかかる資格のあり方に関する国への提案内容について説明しました。第6号報告「令和2年7月豪雨災害について（熊本県社会福祉士会からの報告）」は、熊本県社会福祉士会の深谷会長から熊本県球磨村における被災地支援の募金についてのお礼が述べられるとともに、新型コロナウイルス感染症対策下の支援活動であったため熊本県内の活動者による支援であったこと、本年の3月に球磨村の被災地支援の記録について冊子を作成したことなどを報告しました。

議案資料および議事録は、ホームページに掲載しています。

生涯研修センター情報

「2021年度地域包括ケア全国実践研究集会」のご案内

地域包括ケア全国実践研究集会を「コロナ禍におけるソーシャルワーク つながり続けるためのナラティブソーシャルワーク」をテーマに開催します。

【日程】2021年11月21日(日)

【方法】オンライン研修(Zoomミーティング)

【定員】190人

【申込方法】申込方法などの詳細は、本ニュース同封の開催要項をご覧ください。

「2021年度司法福祉全国研究集会」のご案内

警察、検察、裁判、矯正、更生保護という刑事司法の各段階において、刑事司法にかかわるすべてのソーシャルワーカーは、近年の大きな改革の流れの中で支援対象者に向き合っています。

本年度の全国研究集会では、刑事司法の流れに沿ったソーシャルワークの視点を皆さまとともに考えていきたいと思います。また、加害者理解・被害者理解においてもトラウマケアの視点が必要であり、昨年度に続き、本年度もこの課題についてテーマとし、開催します。

【日程】2021年12月4日(土)～5日(日)

【開催方法】オンライン研修(Zoomウェビナー)

【定員】190人(先着順)

【申込方法】申込方法などの詳細は、本ニュース同封の開催要項および本会ホームページをご覧ください。

「第18回独立型社会福祉士全国実践研究集会」の実践報告者募集のご案内

本研究集会では、独立型社会福祉士名簿登録者による実践報告を行います。実践報告者は、独立型社会福祉士名簿登録者の方に広く発表の機



会を提供したいとの考えから、昨年度より公募により決定しています。実践報告の応募方法などの詳細は、本会ホームページをご覧ください。

なお、研究集会の参加申込は、2021年11月19日(金)からを予定しており、開催要項は、本会ニュース11月号に同封する予定です。

【日程】2022年1月30日(日)

【開催方法】オンライン形式による実践報告(Zoomウェビナー)

【実践報告者募集定員】2名(運営委員会で審査の上、報告者を決定します)

「2021年度独立型社会福祉士研修」のご案内

本研修は、地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践する独立型社会福祉士の養成を目的に開催します。なお、本研修の修了は、独立型社会福祉士名簿登録要件の1つとなっています。

【日程】2022年2月13日(日)

【開催方法】オンライン研修(Zoomミ

ティング)

【定員】80人(先着順)

【申込方法】申込方法などの詳細は、本ニュース同封の開催要項および本会ホームページをご覧ください。

「2021年度認定社会福祉士認定研修」のご案内

認定社会福祉士取得のための「認定研修ルート」に位置づけられた認定社会福祉士認定研修(以下「認定研修」)を開催します。

認定研修を受講するには、申し込み時点において、受講要件を全て満たしていることが必要です。なお、受講要件は各ルートによって異なります。詳細については、後日、本会ホームページに掲載する開催要項をご確認ください。

【日程】2022年3月12日(土)～13日(日)

【開催方法】オンライン研修(Zoomミーティング)

【定員】未定(先着順ではありません)

※申込方法などの詳細は、10月下旬～11月上旬に本会ホームページに掲載をする予定です。



成年後見システム

業務フローに沿った情報管理で「わかりやすく・簡単」管理
ご経験をつまれた方から始められる方で成年後見業務を力強くサポート。



TYPE H
社会福祉士様
各種法人様向け



TYPE P
都道府県社会
福祉士会会員様向け

↑ばあとなあ東京報告様式(2021年2月版)を装備

機能とポイント

- 令和3年4月裁判所統一申立書式に対応 ●後見収支プランニング機能
- 基本情報登録(身上監護項目) ●財産管理 ●出納帳 ●業務日誌 ●預り品管理 ●スケジュール管理
- 家裁申立・報告書類作成 ●後見終了後の財産引渡受領書ひな型 ●書式カスタマイズ機能

特価キャンペーン実施中!

通常価格の約半額でお求めいただけます!

ラインナップ	キャンペーン価格
成年後見システム Type H・P(ライト版)	30,800円(税・送料込)
成年後見システム Type H・P(スタンダード版)	52,800円(税・送料込)

※ライト版は被後見人の案件管理件数が3件まで、スタンダード版は無制限です。
※キャンペーン期間は2022年3月末日までです。詳しくは下記URLよりご確認ください。



法律とコンピューター

株式会社リーガル

<http://www.legal.co.jp/>

本 社 TEL 089-957-0494
東京営業所 TEL 03-5360-1755
名古屋営業所 TEL 052-856-2090
大阪営業所 TEL 06-6940-3440
福岡営業所 TEL 092-432-9078

Book

新刊・近刊等情報

※ここで紹介する本は一般書店等でお求めください。

■福祉課題への挑戦 ～青森の未来へ～

執筆者：

石田 賢哉（青森県社会福祉士会）
岡田 敦史（栃木県社会福祉士会）
小川 幸裕（青森県社会福祉士会）
葛西 孝幸（青森県社会福祉士会）
工藤 英明（青森県社会福祉士会）
児玉 寛子（青森県社会福祉士会）
村田 隆史（京都社会福祉士会）
山田 伸（神奈川県社会福祉士会）

発行元：泰斗舎

発行年月：2020年8月

価格：1,650円（税別）

本書は、青森県内の福祉課題、福祉課題に挑む福祉実践者、将来の福祉実践者を育てる取り組みについてまとめたもので、青森県福祉課題研究会のメンバーが高校生・大学生を対象に取り組んだ実践を紹介しています。



■母子生活支援施設の現状と課題

執筆者：武藤 敦（三重県社会福祉士会）

発行元：みらい

発行年月：2020年10月

価格：2,500円（税別）

社会福祉士取得のため母子生活支援施設を訪れて以来、疲弊する職員、追いつめられていく母子の姿を目の当たりにし、まず何をしなければならぬのか考えてきた筆者。母子寮からはじまる歴史、入所世帯の実態、自立支援、ドイツ「母と子の家」の取り組みを踏まえた母子生活支援施設における支援のあり方に関する研究を通して、母子世帯全般、さらには子育て世帯全般を対象とした社会のあり方を考えた一冊です。



■台湾から学ぶカルチュラル・コンピテンス—多文化共生ソーシャルワークに向けて—

執筆者：陳 麗婷（東京社会福祉士会）

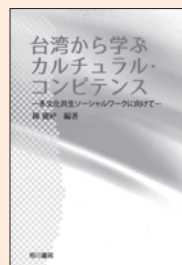
発行元：相川書房

発行年月：2020年10月

価格：2,200円（税別）

日本でも国際化やグローバル化が進む中、ソーシャルワークにおいても多文化共生が求められています。本書は、ソーシャルワーカーがそれぞれ文化を尊重するというカルチ

ュラルコンピテンスについて、日本と文化の類似性をもつ台湾における社会福祉の取り組みを紹介しています。多くの事例を用いてわかりやすく解説しているため、ソーシャルワーク実践者や研究者、学生にも読みやすい一冊です。



■ソーシャルワーク実践のためのカルチュラルコンピテンス—宗教・信仰の違いを乗り越える

監訳：陳 麗婷（東京社会福祉士会）

訳：星野 晴彦（神奈川県社会福祉士会）

発行元：明石書店

発行年月：2020年11月

価格：3,500円（税別）

本書はイギリスのソーシャルワーク教育に関する著書の訳本です。ソーシャルワークは宗教や信仰の違いにどう向き合い、どう乗り越えてゆくべきか。多文化に対応するカルチュラルコンピテンスの教育と研究に携わる第一人者が豊富な事例とともに実践にむけたフレームワークを提示する、外国人受け入れが増加する日本にもヒントを与える一冊です。



四谷事務局だより

行事予定・カレンダー

9月

- 3日(金) 高齢者虐待の実態把握等のための調査研究一式 養護者虐待作業部会(厚生労働省委託事業)
- 4日(土) リーダー研修プログラム検討委員会
- 12日(日) ITCを活用したスーパービジョンの手引き検討委員会
- 14日(火) 高齢者虐待の実態把握等のための調査研究一式 従事者虐待作業部会(厚生労働省委託事業)
- 18日(土) 第6回業務執行理事打合せ 第6回理事会
- 19日(日) 生涯研修センター企画運営委員会

25日(土) 後見委員会

10月

- 2日(土) 第7回理事会
- 2日(土) 都道府県社会福祉士会会長会議
- 17日(日) 全国生涯研修委員会議
- 23日(土)～24日(日) 第8期虐待対応専門研修～アドバイザーコース～【前期】
- 30日(土)～31日(日) 新スーパーバイザー養成研修

11月

- 6日(土) 都道府県ばあとなあ連絡協議会
- 13日(土) 生涯研修センター協議会

20日(土) 第7回業務執行理事打合せ 第8回理事会

- 21日(日) 地域包括ケア全国実践研究集会
- 21日(日) 生涯研修センター企画運営委員会
- 27日(土)～28日(日) 第8期虐待対応専門研修～アドバイザーコース～【後期】

都道府県社会福祉士会 会員情報

7月31日付 会員数	44,264人
7月中 入会 会員数	207人増
前年同月会員増減数	589人増
前年同月会員増減率	1.35%増

発行人 西島 善久

発行所・事務局 公益社団法人日本社会福祉士会

〒160・0004

東京都新宿区四谷1丁目13番地

カタオカビル2階

TEL 03・3335・6541

FAX 03・3335・6543

info@jicsw.or.jp